

設備投資 リースと購入のポイントと税務

1. リースと購入の経済的効果とメリット比較

	リ ー ス	購 入
支出総額	購入代価相当額 + 金利 + 保険料 + リース会社の管理費・利潤	購入代価（引取運賃・購入手数料等を含む）+ 管理費
メリット	初期資金負担が軽い 資金調達機能 事務管理コストの削減可 財務数値・指標の改善効果 償却資産税の負担がない	総額が少ないため、資金的余裕・固定資産管理能力ある場合は有利 製品入れ替えが容易なため、ライフサイクルの短い情報機器等は最適 中小企業者の少額減価償却資産（30万円未満）は即時償却可能

2. 売買取引（ファイナンスリース）として取り扱われるリース取引
 契約書上はリース取引でも、つぎの場合は税務上売買取引となります。
 その場合、購入した場合と同様の優遇税制が適用できます。

および に該当し、かつA～Dのいずれかに該当すること	
中途解約が不可能であり、経済的利益と費用を全面的に享受・負担すること。	A 譲渡に条件（無償又は名目的な対価が付く。 B 割安購入選択権が付く。 C 特別仕様の物件のリース。 D リース期間がリース資産の耐用年数と比較し一定期間以上短い（又は長い）。

3. リースと購入の適用優遇税制 <IT投資促進税制> の比較

2003年4月の改正により、IT関連の固定資産を取得等した場合、優遇税制の適用が可能となりました。

	リ ー ス	購 入	
各種要件 資本金3億円以下の法人・個人	・リース料総額合計200万円以上（ソフトウェアは100万円以上） ・リース期間4年以上かつ法定耐用年数を超えないこと	・取得価額合計140万円以上（ソフトウェアは70万円以上）	
資本金3億円超の法人	-（適用なし）	・取得価額合計600万円以上（ソフトウェアは600万円以上）	
措置内容選択	税額控除	特別償却	税額控除
損金計上額	リース料（賃借料）	普通償却費 + 特別償却費（取得価額 × 50%）	普通償却費
税額控除額 控除限度超過額は1年繰越可	リース料総額 × 60% × 10% 法人税額 × 20% とのいずれか少	-	取得価額 × 10% 法人税額 × 20% とのいずれか少

お見逃しなく！

1. 優遇税制を検討する際、適用1年目にキャッシュフローを増やしたい場合は「特別償却」を長期的にキャッシュフローを増やしたい場合は「税額控除」を選択することが得策です。